

小・中学校の指定学校変更について

市では小・中学校の通学区域を規則で定めていますが、次に該当するときは、保護者の申し立てにより、指定学校を変更することができる場合があります。

▶指定学校変更許可基準

願出の種類	該当学年	許可基準	許可期限	添付書類
最終学年	小学6年生 中学3年生	最終学年途中で転居・転出し、通学上および指導上支障がない場合	卒業するまで	—
学期途中	小学1～5年生 中学1～2年生	学期途中で転居・転出し、通学上および指導上支障がない場合	学期末まで	—
住宅新築および転居予定	全学年	・家屋登記、住宅ローンなどの融資手続きのため住民票のみ異動した場合 ・自宅の新築およびマンション・アパートの入居などによる転入、転居予定があり通学に支障がない場合	入居予定日まで	次のいずれか ・建築確認書 ・工事請負契約書 ・売買契約書 ・賃貸契約書 ・完成引き渡し証明書
両親共働きなど留守家庭	全学年	保護者が共働きなどにより留守になる家庭で、祖父母などの家から就学する場合	事由の存する期間 (年度更新が必要)	次のいずれか ・勤務証明書 ・営業証明書
身体的および精神的理由	全学年	・身体的理由で、児童生徒の安全確保のため、指定学校以外の学校に就学する場合 ・指定学校への就学が児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼすと認められる場合	事由の存する期間	・身体的理由の場合 医師の証明書 ・精神的理由の場合 学校長の意見書
家庭の事情により、住所異動ができない者	全学年	市内に居住していることが証明された場合	住民登録が行われるまで	次のいずれか ・賃貸契約書 ・民生委員・児童委員が記載した居住証明書
特別支援学級に入級する者	全学年	指定学校に該当する特別支援学級がない場合	卒業まで	—
地域の事情	全学年	教育委員会が、指定学校の変更を認めている場合(許容地域)	卒業まで	—

▶指定学校を変更することができる場合の手続き

令和4年度に入学する方は、2月18日(金)までに指定学校変更申立書を教育総務課へ提出してください。教育委員会による審査後、変更承諾書を交付します(その他の方は、随時受け付け)。

▶申請・問い合わせ 同課総務担当 ☎ 556—8311

行田農業振興地域土地利用計画図の売払金額が変わります

このたび、行田農業振興地域整備計画の全体見直しを行い、行田農業振興地域土地利用計画図を新たに作成しました。

同計画図の作成に際し、売払金額の見直しを行い、金額を変更することとしました。変更および新しい計画図の販売は、2月1日(火)からとなります。

〈変更前〉 1枚350円 → 〈変更後〉 1枚700円

▶問い合わせ 農政課(内線386)

ご存じですか 教育振興奨励金

市では、学校教育の他、市内で教育振興に沿った活動を行っている個人や団体の皆さんを対象に奨励金を交付しています。

- ▶申請期間 2月1日(火)～18日(金)
- ▶対象 社会教育、スポーツ活動および青少年の非行化防止活動の充実・向上のための事業(広く市民に周知して参加を呼び掛ける事業)
- ▶交付限度額 個人の場合…5万円
団体の場合…20万円
- ▶申請・問い合わせ 教育総務課総務担当 ☎ 556—8311

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金の申請はお済みですか

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育てに伴う負担増加に対し支援を行うための「子育て世帯生活支援特別給付金」の申請を受け付けています。
※高校3年生までの子ども一人当たり10万円相当の給付金(年収960万円未満の世帯が対象)とは別の給付金です。

▶支給対象 ひとり親世帯

18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあるひとり親世帯の児童(障がい児の場合は20歳未満)を監護・養育する方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった方

ひとり親世帯以外の子育て世帯

18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童(障がい児の場合は20歳未満)を監護・養育する方で、令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、住民税均等割非課税相当収入となった方
※すでに、子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)を受給している方は支給対象になりません。

▶給付額 児童1人当たり一律5万円

▶申請・問い合わせ 2月28日(月)までに直接子ども未来課給付担当(内線292)

ご利用ください 就学援助制度

経済的な理由により就学が困難な小・中学校児童・生徒の保護者に、就学費用の一部を援助しています。お困りの方は、ご相談ください。

- ▶対象 ・児童扶養手当(児童手当とは異なります)を受給している世帯
・その他、経済的に就学援助費が必要と認められる世帯など
- ▶援助内容 学用品費、給食費、修学旅行費など
※詳細は市ホームページをご覧ください。
- ▶申請・問い合わせ 各学校または教育総務課財務施設担当 ☎ 556—8311

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金の申請を受け付けています

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援するための「子育て世帯への臨時特別給付金」の申請を受け付けています。

- ▶支給対象 ・平成15年4月2日～令和4年3月31日に出生した児童を養育する父母など
・家計の中心者(父母などのうち所得の高い方)の所得が児童手当の所得制限限度額内の方
- ▶給付額 児童1人当たり一律10万円
- ▶申請対象 ・高校生のみ養育している方
・公務員の方
※令和3年12月24日に給付金が口座に振り込まれている方は申請不要です。
- ▶申請・問い合わせ 3月31日(木)までに直接子ども未来課給付担当(内線292)

ご利用ください 入学準備金貸付制度

市では、高校・大学などへ入学を希望する方の保護者に対して、経済的負担の軽減を図るため、予算の範囲内で入学準備金の貸し付けを行っています。

- ▶申請期間 2月1日(火)～18日(金)
- ▶貸付金額 ①大学、短大および専門課程を置く専修学校の場合…30万円
②高校、高専および高等課程を置く専修学校の場合…20万円
- ▶対象 市内に6カ月以上居住し、市税を完納している方
※連帯保証人(本市に居住し、一定の職業または相当の資産を有する方)が必要です。
- ▶申請時に添付する書類
・在学または出身学校長が大学・高校などの長に提出する調査書の写し
・家庭調書
・住民票の写し(世帯全員)
・承諾書
- ▶貸し付け決定後に提出する書類
・借入書 ※連帯保証人が必要です。
・入学許可書または合格通知書
- ▶返還方法 3カ月を据え置き、大学は50カ月以内、高校は35カ月以内で毎月の分割払い
- ▶申請・問い合わせ 教育総務課総務担当 ☎ 556—8311